

令和2年10月29日改訂

斜里町立学校の新型コロナウイルス感染症における対応について

斜里町教育委員会

本年5月の緊急事態宣言の解除を受け、6月から町立学校において学校教育活動が再開されました。現在、国内において、再び新規感染者数の増加が見られており、町立学校においては十分な警戒感をもって感染症対策を講じています。

学校において感染者が発生した場合には、文部科学省が発出した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づいて、以下の通り対応します。なお、今後のマニュアルの改訂により対応が変更になる場合があります。

記

1. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	・拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止 ・収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施 (近隣の感染状況に応じて判断する)	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1		適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断します。

(参考) 感染レベルの対応表

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベル	北海道の警戒ステージ	国の新型コロナウイルス感染症分科会提言における分類	
		ステージ	感染の状況
レベル 3	ステージ 5	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階
	ステージ 4	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
レベル 2	ステージ 3	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積される段階
	ステージ 2		
レベル 1	ステージ 1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

2. 体調不良者（発熱等の風邪症状）が発生した場合の対応

家庭内で発生	学校内で発生
症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校に留まることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。



指導要録上の扱い
欠席日数とせずに、出席停止・忌引等の日数として記録します。

※教職員に体調不良者が発生した場合も症状がなくなるまでは、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

※感染レベル 2 以上の場合は、同居の家族に風邪症状があれば、登校させない指導を行います。

3. 学校において感染者が発生した場合、濃厚接触者に特定された場合について

児童生徒や教職員が感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人や保護者から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者・濃厚接触者の出席停止

感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります。

<感染判明した場合>
治癒するまでの間

<濃厚接触者に特定された場合>
感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間

調査協力のための臨時休業

学校で児童生徒や教職員の感染が確認された場合、保健所の濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で臨時休業を実施します。

臨時休業中に、保健所等と連携して当該感染者が活動した範囲で汚染が想定される設備・物品等を消毒するようにします。^(※1)

<臨時休業の期間>
1～3日程度(濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合、臨時休業を実施しないことがあります。)

保健所の調査や学校医の助言

感染拡大防止のための臨時休業

感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を実施します。

※この場合、分散登校日は設けません。

感染経路が特定され、他の児童生徒に感染を広めるおそれが低い場合

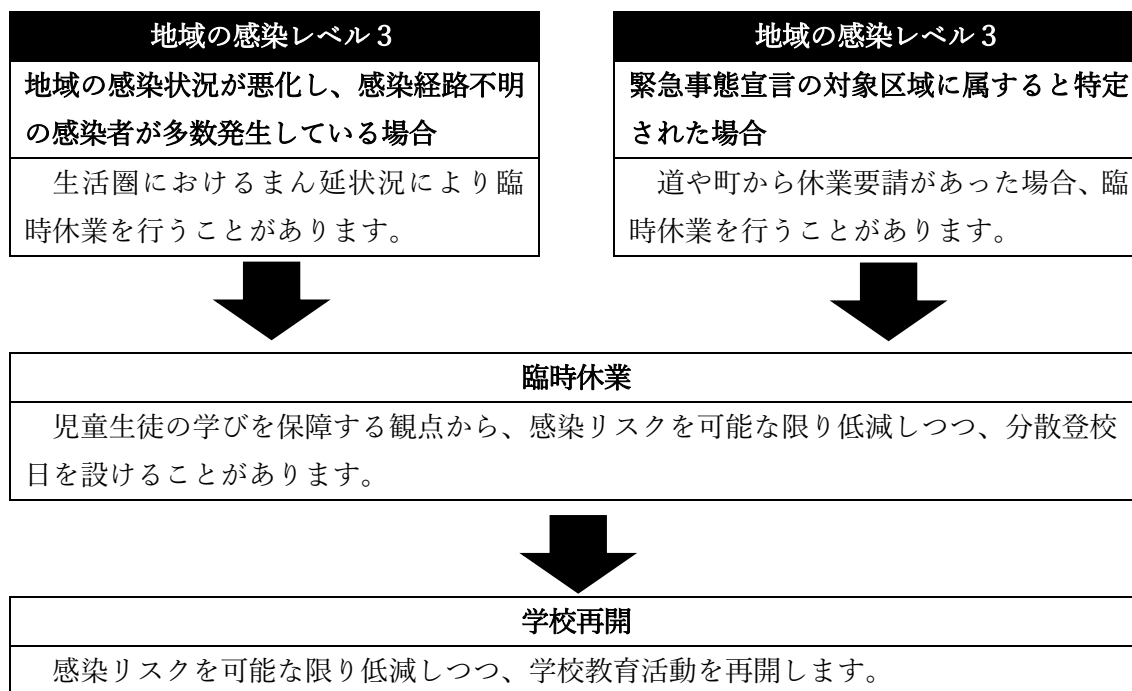
学校再開

感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を再開します。

※教職員が感染した場合、濃厚接触者に特定された場合も病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

※1 消毒は、教職員の負担軽減のため専門事業者を入れて消毒を行うことを原則とします。

4. 感染者が発生していない学校の臨時休業について



5. 地域の感染レベル別の臨時休業の考え方について

感染レベル	感染者が判明した学校の臨時休業	地域一斉の臨時休業
レベル3	保健所の調査協力のため臨時休業を実施します。その後、保健所の調査や学校医の助言を受け、学校内で感染が広まっている可能性が高い場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を実施します。	生活圏におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の可否を判断します。 (分散登校日を設ける場合があります。)
レベル2		臨時休業の必要性は、低い状況です。
レベル1		

レベル3 … 生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況

レベル2 … 生活圏内の状況が、①、②のいずれかの場合

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル1 … 生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、
レベル2にあたらぬもの

6. 保護者向け周知文書（5月28日、29日の分散登校で配布）

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

集団生活の場である学校においては、最大限の感染予防対策が必要です。

つきましては、万が一、お子様が感染したときなど、次に該当する事由が生じた場合は、速やかに情報提供にご協力いただきますよう、お願いします。

また、保健所が、学校を通して疫学調査を実施する場合には、調査にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

なお、ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。

	お子様の状況	学校の対応
①	感染した	治癒するまでの間「出席停止」
②	濃厚接触者になった	14日間の「出席停止」
③	同居する家族が濃厚接触者になった	保健所等による当該濃厚接触者の健康状態の観察が終了するまでの間「出席停止」



※「出席停止」は、欠席扱いとはなりません。

<保護者の皆様へのお願い>

次の事項を学校に連絡してください。

- ・氏名
- ・判明期日
- ・現在の健康状態
- ・保健所の指示内容
- ・担当となる保健所名



斜里小学校 ☎23-3217 朝日小学校 ☎23-3321
斜里中学校 ☎23-3212 知床ウトロ学校 ☎24-2838